

診療報酬明細書等の開示規程

- 第1条 この規程は、コスモエネルギーグループ健康保険組合（以下「組合」という。）における診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示の依頼があった場合における取扱いに関し、その基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに充分配慮をしつつ被保険者等へのサービスの一層の充実を図るとともに、組合におけるレセプトの開示業務の円滑かつ適正な遂行に資することを目的とする。
- 第2条 レセプトの開示に係る業務責任者は理事長とする。理事長は常務理事に前項の事務について委任することができる。
- 第3条 開示の対象は、組合が保管する5年間分のレセプトとする。
- 第4条 開示依頼対象者の範囲は次による。
- (1) 被保険者及び被扶養者本人（被保険者であった者及び被扶養者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「被保険者等」という。）
 - (2) 被保険者が未成年者又は禁治産者の場合における法定代理人
 - (3) 被保険者からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士
 - (4) 被保険者が死亡している場合にあっては、当該被保険者の父母、配偶者又は子（以下「遺族等」という。）
 - (5) 遺族が未成年者又は禁治産者の場合における法定代理人
 - (6) 遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた弁護士
- 第5条 業務処理方法は、診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領（別添）に定めるところにより適正に処理しなければならない。
- 第6条 この規程に定めない事項、並びにこの規程の変更は理事会の決議によらなければならない。

（附則）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2. この規程は、平成14年4月1日より改訂する
（第3条 開示対象レセプトの範囲の項、10年から5年）

(別添)

診療報酬明細書等の開示に係る事務取扱要領

1. 被保険者等からの開示依頼の場合

(1) 開示依頼に係る書類の受付

規程第4条(1)から(3)に定める者から診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書(以下「レセプト」という。)の開示に係る照会があった場合は、依頼者本人の健康保険組合への来所を求め、「診療報酬明細書等の開示依頼書(以下「開示依頼書」という。)(別記様式1)

なお、当該依頼者に対し、別紙「診療報酬明細書等の開示を依頼される方へ(お知らせ)」を必ず配布するとともに、次に掲げる事項を十分説明し理解を求める。

- ① 依頼者の本人確認の必要性
- ② 保険医療機関等に対する事前確認の必要性
- ③ 保健医療機関等が開示に同意をしなかった場合については開示できない旨
- ④ 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合については開示できない旨
- ⑤ 診療内容に係る照会については、対応できない旨
- ⑥ 交付の方法について
- ⑦ 交付までの標準的な所要日数について
- ⑧ 開示依頼に必要な書類について
- ⑨ レセプトには必ずしも診療内容全てが記載されているものではない旨

(2) 依頼者本人の確認方法

依頼者の本人確認は、以下に掲げる書類(有効な原本に限る。写しは不可。)の提出又は提示を求めて確認する

なお、提示をもって確認した場合には、原則として提示された書類の写しを取るものとし、その際には本人の了解を得る。

① 規程第4条(1)の者による開示依頼の場合

下記ア又はイに掲げる書類で確認する。

また、婚姻等によって、開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、旧姓等が確認できる書類の提出又は提示を求めて確認する。

ア. 次のうちいずれか 1 点

運転免許証、旅券(パスポート)、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証(警備員等)、古物行商許可証、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書(写真・生年月日のあるもの)

イ. 次のうちいずれか 2 点 (A + B 又は A + A)

A	健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、老人保健法医療受給者証、厚生年金保険年金証書(手帳)、恩給証書、身体障害者手帳、依頼書に押印した印の印鑑証明書
B	次のうち写真が貼ってあるもの 会社の身分証明書、学生証、公の機関が発行した資格証明書

② 規程第 4 条(2)の者からの開示依頼の場合

法定代理人の本人確認は、前記①に掲げる書類で確認するほか、被保険者が未成年者又は禁治産者であること及び依頼者が当該被保険者の親権者又は後見人であることを次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類の提出又は提示を求めて確認する。

- ア. 戸籍謄本(抄本)
- イ. 住民票
- ウ. 禁治産宣告書
- エ. 家庭裁判所の証明書
- オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

③ 規程第 4 条(3)の者からの開示依頼の場合

- (3) 開示依頼書の受理
- (4) 保険医療機関等への照会
- (5) 開示、部分開示又は不開示の決定
- (6) 診療報酬明細書の取扱について
- (7) 開示又は部分開示の場合の連絡及び交付方法
- (8) 不開示の場合の取扱い
- (9) 不在の場合の取扱い

2. 遺族等からの開示依頼の場合

1に準ずるが、直接健保組合へ連絡すること。

以上